

後期高齢者医療保険料減免の対象となる方

	被害状況	保険料の減免割合	
		H28年度	H29年度
①	世帯主の住家が全半壊した被保険者の方		
	全壊	全額	半額
	半壊（大規模半壊を含む）	半額	1/4
②	世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った被保険者の方	全額	半額
③	事業の廃止や失業等で世帯主の収入が一定（3/10）以上減少する被保険者の方 ※ 前年の所得が1,000万円を超える方等、減免対象とならない場合もございますので、詳しくはお問い合わせください。	2/10～全額	1/10～半額

※ 28年度のご申請をいただくと、29年度は、申請の必要はありません。

■申請に必要なもの

- 被保険者の認め印（シャチハタ不可）
 - 後期高齢者医療被保険者証
 - 添付資料
- ① については、り災証明書（写し可）
- ② については、
- （ア）死亡の場合 戸籍（又は除籍）謄本、死亡証明書、死亡診断書等
 - （イ）重篤な傷病の場合 医師の診断書、入院証明書、障害手帳等
- ③ については、
- （ア）所得を明らかにする書面 確定申告書の控え、源泉徴収票、所得証明書、年金支払通知書、給与証明書、給与明細書等
 - （イ）保険金等を明らかにする書面 事業（民間補償）保険等補償費関係書類、賠償金受給関係書類等
 - （ウ）失業の場合 離職（退職）証明書、雇用保険受給資格者証等
 - （エ）事業休廃止の場合 公的機関への休・廃業届出書の写し、事業主の事業休廃止の申立書

■申請期限

- 平成29年10月13日（金）